

# (写)

長門市告示第 158 号

令和 7 年 12 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 11 月 18 日

長門市長 江 原 達 也

- 1 日時 令和 7 年 11 月 28 日 午前 9 時 30 分
- 2 場所 長門市議会議事堂
- 3 付議事件

## 議案

- 第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 号 長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 6 号 長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 号 長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）
- 第 14 号 津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について
- 第 15 号 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について
- 第 16 号 長門市くじら資料館の指定管理者の指定について
- 第 17 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

- 第 18 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について
- 第 19 号 村田清風記念館の指定管理者の指定について
- 第 20 号 長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について
- 第 21 号 ながと総合体育館の指定管理者の指定について
- 第 22 号 長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について

令和 7 年 12 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議案

- 第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 号 長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 6 号 長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 号 長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）
- 第 14 号 津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について
- 第 15 号 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について
- 第 16 号 長門市くじら資料館の指定管理者の指定について
- 第 17 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について
- 第 18 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について
- 第 19 号 村田清風記念館の指定管理者の指定について
- 第 20 号 長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について
- 第 21 号 ながと総合体育館の指定管理者の指定について
- 第 22 号 長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について

## 議案第 4 号

長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 19 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 20 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条－第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条・第 29 条）

### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 3 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監

督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなら

い。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

らない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又

は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児度福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよ

う努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、

規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (準備行為)

第2条 市内において法第34条の15第2項の認可を得て乳児等通園支援事業を行おうとする者は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、その認可の申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による認可の申請があったときは、この条例の施行日前においても、法第34条の15第3項から第6項までの規定による当該申請の審査、意見の聴取、認可、不認可及び通知をすることができる。

3 前2項の行為に係る法第34条の16第1項の規定により定める乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準は、この条例の規定の例によるものとする。

## 議案第 5 号

長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条―第 32 条）

第 3 章 雑則（第 33 条・第 34 条）

### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保

育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第 1 節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、1 時間当たりの利用定員（法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第 2 節 運営に関する基準

（面談）

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特

定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に

要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。  
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。  
(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。  
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。  
(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。  
(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定

子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型

保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故

発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するフ

ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 市内において乳児等通園支援事業を行う者は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下この条において「改正法」という。）附則第5条第1項の規定により、その確認の申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による確認の申請があったときは、この条例の施行日前においても、改正法附則第5条第2項の規定により、当該確認をすることができる。

3 前2項の行為に係る改正法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日における子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、この条例の規定の例によるものとする。

議案第 6 号

長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(長門市議会個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 長門市議会個人情報保護条例 (令和 4 年長門市条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) 第 2 章 個人情報等の取扱い (利用及び提供の制限) 第 12 条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げ	本則 第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) 第 2 章 個人情報等の取扱い (利用及び提供の制限) 第 12 条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げ

る字句とする。

(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)		

る字句とする。

(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長門市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをい</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをい</p>

う。

(6)・(7) (略)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務

(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務

(3) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務

(4) 市長又は教育委員会が市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務

2・3 (略)

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

5 前3項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
----	----

う。

(6)・(7) (略)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(新設)

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
----	----

(略)	
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	乳幼児及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

(略)	
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護に関する事務であって規則で定めるもの
(新設)	
(新設)	

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	乳幼児及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(新設)
2 市長	ひとり親家庭の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(新設)
3 市長	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(新設)

4 市長	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	若者定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		介護保険法（平成9年法律第123号）による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による罹災証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4 市長	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	若者定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		介護保険法（平成9年法律第123号）による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による罹災証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(新設)

		めるもの	
9	住登外者宛名	住民関係情報であ	(新設)
	番号管理機能	って規則で定める	
市	による住登外	もの	
長	者の情報の管	地方税関係情報で	
	理に関する情	あって規則で定め	
	報であって規	るもの	
	則で定めるも	医療関係給付関係	
	の	情報であって規則	
		で定めるもの	
		生活保護法関係で	
		あって規則で定め	
		るもの	
		児童手当関係であ	
		って規則で定める	
		もの	
		ひとり親家庭医療	
		費関係情報であっ	
		て規則で定めるも	
		の	
		乳幼児及び子ども	
		医療費助成関係情	
		報であって規則で	
		定めるもの	
		重度心身障害者医	
		療費助成関係情報	
		であって規則で定	
		めるもの	
		児童扶養手当関係	
		であって規則で定	
		めるもの	
		身体障害者等関係	
		情報であって規則	
		で定めるもの	
		中国残留邦人等の	
		円滑な帰国の促進	
		並びに永住帰国し	
		た中国残留邦人等	
		及び特定配偶者の	
		自立の支援に関す	
		る法律(平成6年法	
		律第30号)による支	
		援給付又は配偶者	
		支援金の支給に関	
		する情報であって	
		規則で定めるもの	

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支援に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

--

別表第 3(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	(略)		
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で	市長	住登外者宛名情報であって規則で定

別表第 3(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	(略)		
	(新設)		

<u>あつて規則で定め</u>	<u>めるもの</u>	
<u>るもの</u>		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

令和7年11月28日提出

長門市長 江原達也

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

長門市部課設置条例（平成17年長門市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（部及び課の設置）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p>(1) <u>総合政策部</u></p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 地域未来創造課</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p><u>ア 総務課</u></p> <p><u>イ 防災危機管理課</u></p> <p><u>ウ 財政課</u></p> <p><u>エ 監理管財課</u></p> <p><u>オ 税務課</u></p> <p>(3) <u>市民生活部</u></p> <p>ア <u>市民窓口課</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>経済産業部</u></p> <p>ア <u>産業立地・戦略推進課</u></p> <p>(削る)</p>	<p>本則</p> <p>（部及び課の設置）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p>(1) <u>企画総務部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ (略)</u></p> <p><u>ウ 防災危機管理課</u></p> <p><u>エ 総務課</u></p> <p><u>オ 財政課</u></p> <p><u>カ 監理管財課</u></p> <p><u>キ 税務課</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>市民生活部</u></p> <p>ア <u>総合窓口課</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>経済産業部</u></p> <p>ア <u>産業政策課</u></p> <p><u>イ 企業誘致・まちづくり推進課</u></p>

イ (略)

(6) (略)

(7) (略)

(事務分掌)

第2条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部

ア 企画政策課

(ア) 市の施策の総合的な企画立案及び調整に関すること。

(削る)

(イ) (略)

(ウ) (略)

イ 地域未来創造課

(ア) 地域施策の推進に関すること。

(イ) 地域交通施策に関すること。

ウ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ウ (略)

(5) (略)

(6) (略)

(事務分掌)

第2条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 企画総務部

ア 企画政策課

(ア) 重要政策の企画及び総合調整に関すること。

(イ) 行政改革の推進に関すること。

(ウ) (略)

(エ) (略)

(新設)

イ (略)

ウ 防災危機管理課

(ア) 防災に関すること。

(イ) 危機管理に関すること。

エ 総務課

(ア) 議会に関すること。

(イ) 組織及び職員定数に関すること。

(ウ) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

(エ) 文書及び法規に関すること。

(オ) 他の課の所管に属さないこと。

オ 財政課

(ア) 財政に関すること。

カ 監理管財課

(ア) 公有財産に関すること。

(イ) 入札に関すること。

(ウ) 工事検査に関すること。

キ 税務課

(ア) 市税に関すること。

(イ) 徴収対策に関すること。

(2) 総務部

ア 総務課

- (ア) 議会に関すること。
- (イ) 組織及び職員定数に関すること。
- (ウ) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (エ) 文書及び法規に関すること。
- (オ) 行政改革に関すること。
- (カ) 他の課の所管に属さないこと。

イ 防災危機管理課

- (ア) 防災に関すること。
- (イ) 危機管理に関すること。

ウ 財政課

- (ア) 財政に関すること。

エ 監理管財課

- (ア) 公有財産に関すること。
- (イ) 入札に関すること。
- (ウ) 工事検査に関すること。

オ 税務課

- (ア) 市税に関すること。
- (イ) 徴収対策に関すること。

(3) 市民生活部

ア 市民窓口課

- (ア)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

(4) (略)

(5) 経済産業部

ア 産業立地・戦略推進課

- (ア) 企業誘致に関すること。
- (イ) 産業に関すること(第1次産業に関するものを除く。)
- (ウ) (略)
- (削る)
- (削る)

イ (略)

(6) (略)

(新設)

(2) 市民生活部

ア 総合窓口課

- (ア)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

(3) (略)

(4) 経済産業部

ア 産業政策課

(新設)

- (ア) 産業に関すること(第1次産業及び企業誘致に関するものを除く。)
- (イ) (略)
- (ウ) 地域交通に関すること。

イ 企業誘致・まちづくり推進課

- (ア) 企業誘致に関すること。

ウ (略)

(5) (略)

(7) (略)

(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額	手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額
(略)			(略)		
消防業務従事手当	(1) (略)	(略)	消防業務従事手当	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)		(2) (略)	(略)
	(3) <u>深夜(22 時から 5 時)に通信勤務及び受付勤務等</u> <u>(この項において「通信等勤務」という。)</u> に従事した職員	—		(3) <u>交替制勤務者</u> <u>で、深夜(22 時から 5 時)に 1 時間</u> <u>以上通信勤務に従事した職員</u>	<u>1 回</u> <u>410 円</u> <u>につき</u>
	<u>1 通信等勤務が 1 時間以上 2 時間未満のもの</u>	<u>1 勤</u> <u>410 円</u> <u>につき</u>		(新設)	
<u>2 通信等勤務が 2 時間以上のもの</u>	<u>1 勤</u> <u>730 円</u> <u>につき</u>	(新設)			
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後		現行
<p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>		<p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	(新設)
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	

3・4 (略)

3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例

長門市長門湯本温泉駐車場条例（平成 31 年長門市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後		現行	
本則 (利用料金) 第 18 条 (略) 2 利用料金は、別表第 2 に掲げる基準額に <u>100 分の 500</u> を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 3 (略)		本則 (利用料金) 第 18 条 (略) 2 利用料金は、別表第 2 に掲げる基準額に <u>10 分の 15</u> を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 3 (略)	
別表第 2(第 7 条、第 18 条関係)		別表第 2(第 7 条、第 18 条関係)	
施設名	利用区分	施設名	利用区分
(略)		(略)	
バス 駐車場		バス 駐車場	
	1 時間につき <u>1,500 円</u>		1 時間につき <u>1,000 円</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

議案第 11 号

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

長門市火災予防条例（平成 17 年長門市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） <u>第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8・第 29 条の 9)</u>	目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） (新設)
本則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 29 条 火災に関する警報( <u>法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> )が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) （略） (削る)	本則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 29 条 火災に関する警報_____が _____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) （略） <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> (新設)
<u>第 3 章の 3 林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報) <u>第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	(新設)
<u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>	(新設)
<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u>	(新設)

<p>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第 42 条の 3 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条第 1 項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第 42 条の 3 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(長門市火入れに関する条例の一部改正)

2 長門市火入れに関する条例(平成 17 年長門市条例第 130 号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、</p>	<p>本則</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、</p>

強風注意報、乾燥注意報、林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

強風注意報\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、若しくは強風注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第 12 号

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （報酬） 第 13 条 基本消防団員には、次により報酬を支給する。 （1） 団長 年額 <u>86,000 円</u> （2）～（5）（略） （6） 副部隊長 年額 <u>38,000 円</u> （7）・（8）（略） 2・3（略）	本則 （報酬） 第 13 条 基本消防団員には、次により報酬を支給する。 （1） 団長 年額 <u>82,500 円</u> （2）～（5）（略） （6） 副部隊長 年額 <u>37,000 円</u> （7）・（8）（略） 2・3（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

工事請負契約の一部を変更することについて（長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）

令和 6 年第 5 回長門市議会臨時会の議決を経て締結した長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

契約金額「379,500,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 34,500,000 円）」を「388,107,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 35,282,500 円）」とする。

議案第 14 号

津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市油谷津黄 1079 番地 1 (名 称) 津黄龍宮の潮吹交流施設
指定管理者	(所在地) 長門市油谷津黄 1079 番地 1 (名 称) 津黄地区活性化協議会 (代表者) 会長 末永 俊治
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 15 号

里山ステーション俵山の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市俵山 4497 番地 (名 称) 里山ステーション俵山
指定管理者	(所在地) 長門市俵山 4497 番地 (名 称) 特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山 (代表者) 理事長 坂倉 弘真
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 16 号

長門市くじら資料館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市通 671 番地 17 (名 称) 長門市くじら資料館
指定管理者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 17 号

金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 1308 番地 (名 称) 金子みすゞ記念館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎10818番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 18 号

香月泰男美術館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市三隅中 226 番地 (名 称) 香月泰男美術館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 19 号

村田清風記念館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市三隅下 2510 番地 1 (名 称) 村田清風記念館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 20 号

長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市油谷新別名 10833 番地 (名 称) 長門市文化会館「ラポールゆや」
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎10818番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 21 号

ながと総合体育館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) ながと総合体育館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 22 号

長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市俵山 11356 番地 (名 称) 長門市俵山多目的交流広場
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市俵山 4497 番地 (名 称) 特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山 (代表者) 理事長 坂倉 弘真
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで